


クラス	104	担当教員	こんどう みちよ 近藤 充代
			現代経済社会と消費者
		<b>著書・論文</b>  <b>研究課題等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3章特定商取引法」他、杉浦市郎編『新・消費者法これだけは』（法律文化社、2013年）</li> <li>・「消費者取引法の現状と課題」日本経済法学会編『21世紀の消費者と消費者政策』（有斐閣、2008年）など</li> </ul>

## ゼミナール概要

キーワード：消費者法、消費者契約、消費者の権利、消費者行政

### <ゼミナールの目的>

消費者問題を題材として、

- ①どのような消費者被害が発生しているのか（＝現状分析）
  - ②被害発生の原因は何か（＝問題の背景・原因の考察）
  - ③被害にあった消費者を救済するためにはどのような手段があるか（＝問題解決の方法の学習）
  - ④消費者被害を予防するために必要なことは何か（＝今後の課題の検討）
- について、調べ、分析し、議論するなかで考える力を養っていきます。

### <ゼミナールの内容とねらい>

私たちがよく耳にする消費者被害といえば、架空請求、ワンクリック詐欺、悪質な訪問販売、キャッチセールス、アポイントセールス、デート商法、インターネットショッピング、さらに化粧品による皮膚障害、健康食品による健康被害などなど、今日、きわめて多岐にわたります。

このように広範化し、複雑化し、深刻化しつつある消費者問題を解決するには、もちろん、被害を受けた消費者を事後的に救済すること（消費者相談、クーリング・オフ権、裁判等）も必要ですが、それだけでは根本的な解決策とはなりません。消費者問題の生じてくる原因を構造的に分析し、把握し、消費者の権利を守るという視点から、企業に対する規制や消費者教育をも含めた広い意味での被害の事前防止システムを作っていく必要があります。

ゼミナールでは以上のような視点で、消費者問題を広い視野からとらえ、学んでいきたいと思えます。

### <学習方法・計画>

2年生前期…消費者問題の概要を知ることには主眼を置き、テキストに沿って学習を進めます。テキストの担当箇所を分担して報告してもらい、疑問点を出し合って議論します。

後期…前期の学習を継続すると共に、名古屋市消費生活フェアなどに出展し、消費者問題の啓発活動を行うための準備を通して学習を深めます。最後に学習成果をまとめたレポートを作成します。

\*また、消費生活センターの見学や裁判所見学（裁判の傍聴）なども行います。

3年生前期…それぞれが関心を持った消費者問題のうち領域をしばって、より詳細で専門的な分析を行って報告してもらい、問題解決の方向について、皆で議論します。

後期…前期の学習を継続し、レポートにまとめ、ゼミ発表会などで研究成果を発表します。

4年生…卒業論文を執筆します。（16,000字程度）

### 担当教員からのメッセージ

杉浦市郎編『新・消費者法これだけは』（法律文化社、2012年10月）

- ①どんな意見でも、自由に言い合える雰囲気をお願いしています。
- ②希望票には、
  - (a) 現時点でどんな消費者問題について関心があるか？
  - (b) どんなゼミにしたいか？
  - (c) 自分はこのゼミに入ったらどんなことで貢献できるか？などについて記入して提出してください。
- ③入ゼミ希望者は必ず研究室を訪問して、事前相談、自己アピールをしてください。